

岩手県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第619号）で公示した公共測量を終了した旨山田町長から次のとおり通知があった。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡山田町山田地区
- 2 実施した期間 令和4年10月1日から令和5年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量